

資料編

大月町総合振興計画条例

(令和2年条例第9号)

(目的)

第1条 この条例は、総合振興計画の策定について必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政の運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合振興計画 町のまちづくりや行財政運営を総合的かつ計画的に推進するための指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 目指すべきまちの将来像、施策の基本方針及び大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策を体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき実施する具体的な事業計画を示すものをいう。

(策定)

第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合振興計画を策定するものとする。

(位置付け)

第4条 総合振興計画は、町の最上位の計画とし、個別の行政分野に関する計画を策定又は変更するときは、総合振興計画との整合を図らなければならない。

(振興計画審議会への諮問)

第5条 町長は、基本構想及び基本計画を策定し、変更又は廃止するときは、あらかじめ、大月町振興計画審議会条例(昭和43年条例第21号)第1条に規定する大月町振興計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条 町長は、基本構想及び基本計画を策定し、変更又は廃止したときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第7条 町長は、総合振興計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大月町振興計画審議会条例

(昭和 43 年条例第 21 号)

改正 平成 6 年条例第 16 号 平成 22 年条例第 15 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、大月町振興計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、大月町振興計画の策定その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町議会の議員 2 人
- (2) 町教育委員会の委員 1 人
- (3) 町農業委員会の委員 1 人
- (4) 町の区域内の公共的団体の役員及び職員 4 人
- (5) 学識経験者 2 人

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱し、又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 6 年条例第 16 号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。ただし、第3条第2項第4号及び第6号の規定は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

大月町総合振興計画審議会委員名簿

No.	氏名	所属	
1	中平 順三	議会	大月町議会議員
2	安原 明彦		大月町議会議員
3	成谷 慎治	教育委員会	大月町教育委員
4	安田 勝	農業委員会	大月町農業委員会会長
5	佐藤 満	公共の団体	JA 高知県大月支所支所長
6	安岡 栄一		大月町水産振興会会長
7	長山 誠久		大月町商工会会長
8	安田 理香		大月町観光協会会長
9	市原 泰	学識経験者	大月町社会福祉協議会会長
10	安岡 利治		大月町地区長自治会会長

大月町総合振興計画本部会議委員名簿

No.	氏名	役職・職名
1	岡田 順一	大月町長
2	浜崎 伸一	大月町副町長
3	濱崎 一洋	大月町教育長
4	富岡 直人	大月町総務課長
5	岡田 康一	大月町危機管理課長
6	岡林 公美	大月町町民福祉課長
7	大野 三鈴	大月町税務課長
8	内原 進子	大月町会計管理者
9	新谷 太	大月町産業振興課長
10	今宮 友和	大月町建設環境課長
11	長岡 宏明	大月町土地対策室長
12	岡崎 俊典	大月町教育委員会次長
13	富田 洋子	大月町議会事務局長
14	内原 英明	大月町保健介護課長
15	河野 賢二	大月病院事務長
16	長岡 健二	特別養護老人ホーム大月荘園長
17	久松 誉昇	大月町まちづくり推進課長
18	吉岡 靖友	事務局 大月町まちづくり推進課

総合振興計画の策定経過

年月日	経過等
令和元年 8 月	大月町の新しいまちづくりのための町民アンケート調査実施 (18 歳以上の町民 2,000 名に配布)
令和元年 9 月	大月町の新しいまちづくりのための町民アンケート調査票回収 (有効回収数 739 票・有効回収率 37.0%)
令和 2 年 8 月 3 日	令和 2 年度第 1 回大月町総合振興計画本部会議 (第 7 次総合振興計画の策定に向けて【町長トップインタビュー】)
令和 2 年 8 月 3 日 ～ 8 月 7 日	課別ヒアリング (第 6 次総合振興計画の検証 等)
令和 2 年 9 月 14 日	令和 2 年度第 1 回大月町総合振興計画審議会 (第 6 次総合振興計画の進捗状況について、第 7 次総合振興計画の策定について 等)
令和 2 年 10 月 12 日 ～10 月 14 日	令和 2 年度第 1 回大月町総合振興計画企画会議 (基本目標に掲げた各分野の今後の方向性について 等)
令和 2 年 12 月 9 日	令和 2 年度第 2 回大月町総合振興計画本部会議 (第 7 次総合振興計画基本構想(案)について、前期基本計画シート of 作成依頼について 等)
令和 3 年 2 月 9 日 ～ 2 月 15 日	令和 2 年度第 2 回大月町総合振興計画企画会議 (第 7 次総合振興計画前期基本計画(案)について 等)
令和 3 年 3 月 29 日	令和 2 年度第 2 回大月町総合振興計画審議会 (第 7 次総合振興計画基本構想(案)・前期基本計画(案)について、今後のスケジュールについて 等)
令和 3 年 4 月 19 日	令和 3 年度第 1 回大月町総合振興計画本部会議 (第 7 次総合振興計画基本構想(案)・前期基本計画(案)について 等)
令和 3 年 4 月 28 日 ～ 5 月 18 日	パブリックコメント実施
令和 3 年 5 月 20 日	令和 3 年度第 2 回大月町総合振興計画本部会議 (第 7 次総合振興計画基本構想(案)・前期基本計画(案)に関する意見公募について 等)
令和 3 年 5 月 27 日	令和 3 年度第 1 回大月町総合振興計画審議会【書面開催】 (第 7 次総合振興計画基本構想(案)・前期基本計画(案)についての承認 等)



令和3年7月
高知県大月町